

## 5 農地中間管理事業評価委員会における評価及び意見

○ 令和2年6月29日(月)午後2:00~4:30 甲府市宝1-21-20 山梨JA会館6階第1小会議室において「農地中間管理事業評価委員会」を開催した。

### ＜評価委員(敬称略)＞

山梨大学生命環境学部教授	渡辺靖仁(委員長)
前山梨県中小企業団体中央会専務理事	橋田 恭
元山梨県農政部技監	篠原 隆美
甲州市農業委員	大島 節子
山梨県指導農業士会会长	保坂 耕 (欠席)
前山梨県青年農業士会会长	深澤 宏彰 (欠席)

※ 農地中間管理事業の県の所管課である扱い手・農地対策課から細川課長補佐、佐々木課長補佐、小野里主事が出席

### ○ 報告事項

(1) 平成30年度農地中間管理事業の評価委員会概要の公社HPでの公開について(公社 雨宮事務局長 説明)

#### 〈概要〉

- ・ 「農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項」の規程に基づき、情報公開している項目のうち、令和元年6月18日の評価委員会にて、委員からいただいた評価と意見は資料1(別添)のとおり。
- ・ 30年度に委員から頂いた意見・要望への対応状況については、協議事項の(1)(ア)で説明する。

(2) 人・農地プラン実質化に向けた動きについて

(扱い手農地対策課 細川課長補佐 説明)

#### 〈概要〉

人・農地プランは、それぞれの集落で農地の集約化に関する将来方針を決めていくものである。令和元年度までに県内では93地区での人農地プランが設定されいる。

人・農地プランは作成するだけでなく、「実行」することが大切なことから令和元年度、農林水産省はプランの「実質化」を強力に推進することとした。

県内ではこれまでの取り組みにより93地区の内14地区での実質化がされている。

令和2年度はまだ実質化されていない地区について、農地中間管理機構と連携して取り組んでいく。

【委員からの質問】

(渡辺委員)

〈質問〉人・農地プランについて

- ① 中心経営体の規模要件について
- ② 集落を超えるプランの件数について

〈回答〉① 中心経営体の規模要件については定めはない

- ② 本県では市をまたぐプランはない。

但し、笛吹市の旧集落地域をまたぐプランはある。

○ 協議事項

(1) 令和元年度農地中間管理事業の実施状況の評価について

事務局から資料に基づいて事業の実施状況を説明。併せて前年度の評価委員会における提案・意見への対応状況について説明した。

主な内容は以下のとおり。

(ア) 令和元年度農地中間管理事業の実績（公社 土屋専務理事 説明）

〈事業実績〉

1. 農地の借り入れ、貸し付けの実績

- ・農地中間管理機構の推進について、利用権の更新等に該当する農業者に中間管理事業の利用促進を図りながら取り組んだ。（**前年度提案・意見への対応**）
- ・県全体では、貸付件数は 754 件（前年比 100.3%）で前年度を上回った。一方、貸付面積は 200.5ha（前年比 92.0%）と減少した。面積が減少した要因は、一経営体あたり大規模な貸付となる法人への貸付が減少したことが大きいと考えられる。
- ・そうした中、中北地域においては醸造用ブドウを栽培するための農地約 15ha を法人に貸付けた事例もある。峡東地域では、果樹の売り上げが好調なため、貸付件数で 100.6%、面積で 101.3% と前年を上回った。
- ・一方で、富士東部地域では大規模な法人参入等の集積がなかったことなどから貸付面積が大幅に減少した。
- ・令和 2 年 6 月 26 日に農林水産省が公表した農地中間管理事業等の実績の機構の寄与度及び都道府県順位」では寄与度 11%、全国 15 位となつた。

2. 機構借受農地整備事業の実施状況

- ・農地中間管理権を取得した農地に簡易な整備を行い扱い手に貸し付

ける事業の実施面積は、1箇所で、約 56.4a 実施した。

### 3. 農地売買事業（特例事業）の実績

- ・事業対象のうちに合致する案件がなかったため、当該年度の実績はなかった。

### 4. 果樹苗木育成・担い手貸付に関する事業の実績

- ・果樹栽培を希望する新規就農者の初期の経営リスクを軽減するため、機構が借り受けた農地を整備し、JA等に植え付けた果樹の苗木を3年間育成管理してもらう本県独自の事業。
- ・令和元年度は垂崎市において 56.4a に桃を植え付け、担い手グループに管理委託をした。

#### 〈推進体制・啓発・PR活動〉

市町村・農業委員会等関係者に 7月～8月に県及び農業委員会と連携し、15市町村を巡回して制度の周知を図った。

農業者に対しては、従来の方法に加え YBS ラジオの農事メモを活用し制度周知した。（前年度提案・意見への対応）

また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定終期を迎えた農業者の更新手続きの際には出来るだけ農地中間管理事業を活用するよう促した。

#### 〈事業の進め方・方策全般〉

人・農地プランの実質化（地域ごとの担い手、農地の状況を踏まえたプランの実行）を強力に進めることとしたことから、それに対応できる推進体制とした。（前年度提案・意見への対応）

人・農地プランの実質化の実質化対象地区の設定にあたり、農地中間管理事業の重点実施区域（基盤整備事業実施予定地区等）との整合を図った。（前年度提案・意見への対応）

農閑期を中心に農地中間管理事業の推進を図る予定であったが、新型コロナウィルスの影響で十分な推進が出来なかった。

#### (イ) 活動事例の紹介（公社 雨宮事務局長 説明）

##### 1. 果樹栽培を希望する新規就農者への支援

中間管理事業を推進すため、新規就農者を確保・育成する支援機関である県農務事務所や市、JA 等に対し、事業説明会での周知や市町村キャラバンを実施するとともに、ラジオ放送により直接農業者等への PRを行ってきた。

また、農業次世代人材投資事業（準備型及び経営開始型）活用者のうち、独立自営による新規就農者に対し、県農務事務所や市、JAと連携し、個々の要望に応じた農地確保を支援したところ、果樹栽培が盛んな峡東地域においては7名の新規就農者のうち6名が農地中間管理事業を活用し、果樹の成園を含めた農地を確保することができた。

## 2. 基盤整備事業に合わせた担い手への農地集積

（市川三郷町下大鳥居地区）

効率的な土地利用を図るため、平成24年に基盤整備事業の意向調査を行い、要望が大きかったことから、事業要望を行い、26年に基盤整備事業の推進委員会を設立した。

平成26年に状況調査アンケート（現在の営農状況及び耕作者の把握）、28年に営農予定アンケート（自作・貸付意向）を行い、地権者・耕作者の今後の意向を把握するとともに、推進委員会が調整役となり、地元の意見を集約し、可能な範囲で意見を取り入れながら換地計画、担い手の利用調整を進めた。

換地計画原案が決定した平成29年から工事に着手し、一時利用指定を行った工区毎に農地の借入、転貸を行った。

基盤整備による区画の拡大（整備前：316筆、整備後110筆）と団地化により、効率的に作業を行うことが可能となり、3人の担い手へ4.7haの農地集積を行う事ができた。

### 【委員からの質問】

（橘田委員）

〈質問〉「果樹栽培を希望する新規就農者への支援」の成果で7名の新規就農者のうち6名が農地中間管理事業を活用したが残りの1名はどうなったか。

〈回答〉利用権を設定して農業を行っている。

（篠原委員）

〈質問〉「果樹栽培を希望する新規就農者への支援」の成果で7名はどのような経緯で参加したのか。

〈回答〉県外の就農相談会で相談を受けた方が参加した。

〈質問〉「果樹栽培を希望する新規就農者への支援」の成果で7名の住まいはどのように確保したか。

〈回答〉独自でアパート等を借りている。

〈質問〉賃貸借契約を締結してすぐに解約する案件はどのくらいあるのか。

〈回答〉地権者からの解約（土地の転用）及び耕作者の都合により解約案件

はある。事例として、1ヶ月北杜市だけで5、6筆の案件がある。

〈質問〉土地の面積が大きいところの解約案件が今後増えると、次の借り手（担い手）を探すのが大変ではないか。

〈回答〉委託先と連携を取りながら、今後の対策を考えていく。

#### 【委員の評価と意見】

##### 〈事業実績〉について

・果樹地帯の山梨県は、水田地帯と違って実績が伸ばしづらい地域である。そういう中でこれだけの実績が出ているのは、機構の努力であり、良い数値が出ていると思う。

・地域によって実績に差異があるので、実績が上がらないところに働きかけをしてくべきだが、まず、農地集積の受け手となる新規就農者を育成する環境（アグリマスターの増員等）を整えることが大事である。  
(篠原委員)

・峡東地域の農業委員なので、果樹地帯の難しさはよく分かるのでこの実績は大変努力していることが分かる。

・地域によって実績の出ていないところは、まだ農地中間管理事業が周知されていないと思われる。また、地域の特性で昔ながらの付き合い等で農地を貸し借りしているのでと思われる所以、その地域に周知を行えば実績があがるのではないか。（大島委員）

・峡南・富士東部地域で実績が0とあるが、その地域の農業が衰退しているのかが心配である。また、耕作放棄地が増えるのが心配である。  
(橘田委員)

##### 〈推進体制・啓発・P R活動〉について

・15市町村へ訪問し周知を行った点は評価したい。

・市町村や農業委員会から、その先の農業者に伝わっているのか検証をするべきである。（橘田委員）

・農業委員が改選時期になるとまた一からになってしまふが、根気よく説明を行ってほしい。また、研修を行うにあたり身近な事例を踏まえて行って頂きたい。（大島委員）

・市町村の担当者を集めても末端にいる農家には、なかなか伝わってこない。各地域に重点地域を設けて農家の方々に説明を行ってはどうか。また、O Bの農業委員等に活躍の場を設けてはどうか。（篠原委員）

〈事業の進め方・方策全般〉について

- ・体制はできているので引き続き頑張っていただきたい。（橘田委員）
- ・重点地区の設定に際し、基盤整備事業実施地区等と整合を図っている点は評価する。
- ・新規就農者等には基盤整備後の農地を積極的に提供すれば、担い手の確保と農地の集約が同時に達成できるのではないか。（以上大島委員）

（2）令和2年度農地中間管理事業の取り組みについて

（公社 雨宮事務局長 説明）

（ア）令和2年度 山梨県農地中間管理機構活動方針

1 機構の事業推進体制及び市町村等関係機関との役割分担

（1）機構の事業推進体制

- ・ 機構の役員に農業法人経営者や経営執行者でもある農業団体の役員等を選任しており、経営のノウハウを事業の推進に生かしていく。
- ・ 機構職員の資質向上を図るため、国等で開催する研修に派遣する。

（2）市町村等関係機関との役割分担

- ・ 市町村と連携し、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定の終期を迎える農業者に対し、更新3月前の通知や個別訪問等により機構事業の活用について誘導を図る。
- ・ 農業委員会とは、機構との連携を強化し、農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の掘り起こしや両者のマッチングを円滑に行えるよう、農地利用最適化推進員に働きかけを行う。
- ・ 山梨県農業会議とは、農地利用最適化推進員による事業推進が円滑に図られるよう、農業委員会を対象とした会議や研修会を開催し、機構と連携して農業委員会に働きかける。
- ・ 山梨県土地改良事業団体連合会、各土地改良区、山梨県農業法人協会、指導農業士会等と連携を強化し、農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともに更なる掘り起しを進める。

（3）市町村等関係機関との連携方法

- ・ 市町村、農業協同組合及び市農業振興公社とは、相談窓口や農地の出し手・受け手との交渉などの業務を委託して一体となって取り組む。
- ・ 市町村長、農業委員会長、農業協同組合長等を参集する会議などで、事業推進について協力要請を行い、連携を図っていく。

## 2 各地域における事業の推進方法

- 農地中間管理事業を所管する山梨県担当手・農地対策課が農政部内の各所属、4 農務事務所と連携して、全市町村、4 農業協同組合、2 市農業振興公社などの取組みを支援し、関係機関が一体となり、事業の円滑な推進を図っていく。

## 3 事業活用の働きかけの強化

- 県が発行する広報誌「ふれあい」や「普及センターだより」、市町村等が発行する広報への情報掲載、農業者向けラジオの放送、農業参入フェアでの企業相談や、多面的機能支払制度や中山間地域等支払制度の地域集落会合、農業協同組合生産部会の研修・総会、普及指導員が行う研修会、農家巡回や個別相談などを通じて、事業の周知を図っていく。なお、「普及センターだより」9月版での掲載を考えている。

## 4 他地域への事業の展開

- 事業の重点実施区域（モデル地区）について、令和元年度までに、農地整備事業と連携する 28 地区を設定したが、農業法人による集積、企業の農業参入が計画されている地域を中心に設定を行っていく。
- 各種広報媒体や農務事務所ごとに開催される関係機関を集めた事業説明会などにおいて、優良事例を紹介することにより、他地域への事業の横展開を図っていく。

## 5 事業手続の見直し

- 農地の借受希望者の募集については、担当手が応募しやすいように、通年募集を実施する。

## 6 令和 2 年度の農地集積目標

- 農用地等の借入面積目標 315 h a
  - 農用地等の貸付面積目標 300 h a
  - 農用地等の管理面積 15 h a
- 令和元年度と同じ目標数値である。

### （イ）令和 2 年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区

- 中北地域は 13 地区、峡東地域は 9 地区、峡南地域は 5 地区で、合計で 27 地区の重点実施地域となっていて、総面積は 143.39ha である。
- 基盤整備事業が入る地区を中心に重点地区を設定し、集積をしていく。
- なお、人・農地プランとある程度リンクされているので担当手農地対策課と足並みをそろえて推進していく。

【委員からの質問及び意見】

(渡辺委員)

〈質問〉モデル地区の 27 地区と人・農地プランの 93 地区の関連はあるのか。

〈回答〉人・農地プランの 93 地区はプランの作成なので、別物であるが、公社で上げたモデル地区の中で人・農地プランの実質化につなげていく。

(篠原委員)

〈質問〉目標数値は現実の数値を踏まえて変更はできないのか。

〈回答〉国・県からの目標数値なので変更はできない。

〈意見〉目標数値は高いので前年度実績より増やしていくように頑張っていただきたい。

(3) その他

篠原委員からコロナが落ち着いたら、是非、現場をみさせてもらいたいとの要望が出された。